

我が国の国庫制度について

～入門編～

理財局国庫課課長補佐

大内 聡

本稿では、我が国の国庫制度の理解を深めるため、(I)「国庫」・「国庫金」等の定義、(II)国庫金の分類、(III)国庫金貸借対照表による国庫金の計理、(IV)国庫収支や財政資金対民間収支等の統計、(V)政府預金の分類、(VI)国庫の資金繰り、国庫の資金繰りの具体的手法である(VII)政府短期証券の発行・(VIII)国庫余裕金の繰替使用・(IX)特別会計の積立金の繰替使用について説明し、さらには(X)国庫制度の沿革について記述する。なお、本稿中、意見にわたる部分については、すべて筆者の個人的見解である。

I 国庫の仕組み

ここでは、「国庫」、「国庫金」、「国庫制度」の定義を明らかにするとともに、国庫制度に関する法規を俯瞰し、さらには、国庫制度の二大原則である「国庫統一の原則」及び「預金制度」について説明する。

1. 国庫

国庫とは、通常、「国について、立法・司法等の機能の主体である国から区別して、財産権の主体としてみた場合に、特に国庫という」と定義される。財産権の主体としての国家については、公権力の行使主体としての国家とは異なる

り、一般私人と同様に民事裁判所の裁判権に服させる必要があったため、こうした国庫の概念が形成されたといわれる。

国民経済は基本的には企業や個人による生産と消費、投資の循環の上に成り立っているが、我々の生活にとって必要なすべての財・サービスが民間の経済活動によって供給されるわけではない。国は、租税及び国債等の形で民間部門から資金を調達し、これにより、公共事業、社会保障、教育及び防衛等様々なサービスを提供している。このような財政活動の機能の主体としての国家を、他の立法・司法等の機能の主体である国家から区別して、「国庫」と称しているのである。

2. 国庫金

国の財政活動の結果、国庫は現金のほか、有価証券、不動産、物品等の多様な財産を所有することとなるが、このうち国庫に属する現金を「国庫金」という。その内容は、国の所有となる現金（預金を含む）のほか、国が法令または契約に基づき、一般私人等から提出されて一時保管している現金（保管金、供託金）や、公庫から国庫に預託された業務上の現金も含む。

3. 国庫制度

国庫金を計理する仕組み、すなわち国庫金の

(表1) 国庫制度に関する主な法規

| (憲法) | (法律) | (政令) | (省令) | |
|------------|--|---|--|--|
| 日本国憲法(第7章) | 財 政 法 会 計 法 国税収納金整理資金に関する法律 各特別会計法 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律 国の債権の管理等に関する法律 財政融資資金法 保管金規則 供 託 法 会計検査院法 日本銀行法 | 予算決算及び会計令 国税収納金整理資金に関する法律施行令 各特別会計法施行令 歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件 国の債権の管理等に関する法律施行令 | 歳入徴収官事務規程 支出官事務規程 出納官吏事務規程 国税収納金整理資金事務取扱規則 小切手振出等事務取扱規程 債権管理事務取扱規則 財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則 財政融資資金出納及び計算整理規則 財政融資資金預託金取扱規則 保管金取扱規程 保管金払込事務等取扱規程 供 託 規 則 計算証明規則 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令 電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令 電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則 | 歳入歳出外の国庫内移換に関する規則 国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令 歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件ニ依ル証券ノ納付ニ関スル制限ノ件 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則 日本銀行国庫金取扱規程 日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続 日本銀行の公庫預託金取扱規程 日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則 |

取扱いに関する方法及び組織を「国庫制度」と称する。これは、国の会計制度（各省各庁における予算執行と国庫金の収納、支払い）のうちには含まれるが、会計制度のうちにあつて特に独立した重要な地位を占めている。すなわち、国庫制度は、各省各庁における予算の執行及びその決算整理面に対応して、国庫金の出納の計理面を担当し、国のあらゆる現金出納を一元的に取り扱う。

なお、国の財政活動を国庫金の出納の面から捉えたものが「国庫収支」である。

4. 国庫制度に関する法規

日本銀行をはじめ国の各会計機関は、それぞれの会計事務について、その正確かつ厳正な実施を期するため、末端の手續きに至るまで極め

て多くの会計法規によって律せられている。具体的には、財政の大綱を規定した憲法を頂点とした膨大な法令体系が形成されている（表1参照）。このうち国庫制度に関する主な法規について触れると、まずは財政法が、国庫制度を直接規律するものではないものの財政処理の総則並びに予算、決算の基本的な事項を定め、会計法が主として国の収入、支払いに関する基本的な会計経理手続を規定し、予算決算及び会計令がこの両者の施行に関する手続を定めている。国庫制度の根本的な事柄は、この会計法並びに予算決算及び会計令によって規定されている。さらに、歳入の徴収に関しては歳入徴収官事務規程、歳出の支出に関しては支出官事務規程、出納官吏の事務の取扱いについては出納官吏事務規程が定められ、これに対応して日本銀行が

行う国庫金の取扱いに関しては日本銀行国庫金取扱規程等が制定されている。

5. 国庫制度の二大原則

現在の我が国の国庫制度には、「国庫統一の原則」と「預金制度」の二つの大きな原則がある。

(1) 国庫統一の原則

「国庫統一の原則」とは、すべての国庫金の受払いを一元的に取り扱うというものである。具体的には、あらゆる種類の国庫金を日本銀行に集中してその出納事務を取り扱わせることとし、日本銀行を最終的かつ総括的な現金出納機関としている。国庫統一の原則の唯一の例外として、各官庁の出納官吏に対し、小額の手許現金の保管が、限定された範囲で認められている^(注)。

国庫統一の原則によって、①国庫金の効率のないし統一的運用を図るとともに、②国庫金出納の計理を、各省各庁が行う予算の執行から決算に至るまでの会計計理から切り離して独立に行い、両計理を対査することによって、国の決算事務の正確性及び会計検査の厳正を期している。

(注) 「国庫金」という語には広義と狭義の二義があり、通常は日本銀行にある政府預金、すなわち国庫に属する現金の意味に用いる。しかし、広義には、政府預金のほか、出納官吏が保管を認められている小額の手元現金や日本銀行が収納した歳入金等で、政府預金に計上されるまでの間日本銀行にとどまっている現金等も含む。

(2) 預金制度

「預金制度」とは、国庫金の取扱いを中央銀行等に委託し、その取扱いにかかる現金について私法上の預金関係を設定する制度であり、大

正11年から採用されている（「X. 国庫制度の沿革」参照）。国庫の管理責任者は財務大臣であるが、国庫金はすべて日本銀行への預金とするとともに、その出納事務も原則的に日本銀行に取り扱わせている。なお、この制度における国庫金の支払いについては、従来、原則として、日本銀行を支払人として小切手を振り出し、その小切手が国の預金から引き落とされるという仕組みを取ってきたが、近年の電子化の進展に伴い、現在では、官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）を用いて日本銀行に指図することによって、日本銀行が国の預金から金融機関の当座預金を介して払い出すという仕組みが原則となっている。

II 国庫金の範囲と構成

国庫金は、前述のとおり、国庫に属する現金をいうが、ここでは国庫金の種類を、①一般会計及び特別会計の手許現金、②各種政府資金等の残高、③公庫の預託金、④公債発行収入金等の国庫金補填勘定の残高、に分類し、その内容について説明する。

(注) 国庫金の分類方法は目的によって異なる。

例えば「日本銀行国庫金取扱規程」では、国庫金は、①歳入金、②歳出金、③国税収納金整理資金、④預託金、⑤保管金、⑥財政融資資金預託金、⑦その他の国庫金、に分類されている。

1. 一般会計及び特別会計の手許現金

これは、一般会計及び特別会計の歳入金や歳入外現金の受入れによって増加し、歳出金や歳出外現金の支払いによって減少する。

一般会計は、特別会計のように手許現金の範囲でしか支払いができないという制約がないので、手許現金が不足する場合には、特別会計の

(表2) 政府関係機関の資金取扱方式の概要

| 機 関 名 | 出 資 | 予算の 国 議 | 業務上 現金の 国庫預 託義務 | 余 裕 金 の 運 用 | | | | | 債券 発行 | 借入金 |
|--------|---------------------|----------------|--------------------------|-------------|-------------------|----------|----------|------------|----------|---------|
| | | | | 国 債 | 財政融 資金へ の預託 | 銀行 預金 | 郵便 貯金 | 有価証 券*2 | | |
| 公 庫 | 住 宅 金 融 公 庫 | (一般会計 産投会計) | ○ | ○ *1 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 農 林 漁 業 金 融 公 庫 | (一般会計 産投会計) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ *3 |
| | 中 小 企 業 金 融 公 庫 | (一般会計 産投会計) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 | (一般会計 産投会計) | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 国 民 生 活 金 融 公 庫 | 一般会計 産投会計) | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 公 営 企 業 金 融 公 庫 | 産投会計) | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 銀 行 | 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 産投会計) | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| | 国 際 協 力 銀 行 | (一般会計 産投会計) | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ |

*1：住宅金融公庫については、任意預託となっている。

*2：農林漁業金融公庫・公営企業金融公庫…地方債・政府保証債・金融債

住宅金融公庫・中小企業金融公庫・沖縄振興開発金融公庫・国民生活金融公庫・日本政策投資銀行・国際協力銀行…地方債・政府保証債

*3：外貨資金借入も可能。

手許現金などを含む全体としての国庫金残高から流用して支払うことができる。

特別会計については、その手許現金すべてが国庫金を構成するものの、支払いはそれぞれの手許現金の範囲内で行う必要があり、手許現金がマイナスとなつてはならないことが各特別会計の施行令に規定されている（これを「支払元受高制度」(注)と呼ぶ。唯一の例外として、国債整理基金特別会計にはそのような規定がない）。ただし、特別会計においても、国庫余裕金の繰替使用の手続きをとれば、一般会計や他の特別会計の手許現金によって支払いを行うことができる。

(注) 特別会計は一般会計と異なり、「会計独立の原則」が適用され、支払計画による制約のほか、その会計の収入の範囲内でなければ支出を認められていない。この収支の累計としての残高が各特別会計の手許現金であり、これを支払元受高という。

2. 各種政府資金等の残高

国庫内には、それぞれの目的に応じて国税収納金整理資金や外国為替資金のような種々の資

金等が設けられており、その残高は国庫金を構成する。これらは、一般会計や特別会計とは異なり、その収支は予算によっては規制されていない。したがって、これらの現金の受払いは、会計年度区分のない歳入歳出外現金の受払いとして計理されている。なお、「資金」という用語は、国において会計年度を越えた特定の目的または用途に充てるために保有する金銭という意味で用いられている。

3. 公庫の預託金

「公庫の預託金」とは、政府関係機関である公庫の国庫への預託金のことである。公庫の中には、原則として業務上の現金を国庫に預託することが義務付けられているものがある。

政府関係機関とは、予算上用いられる用語であり、6公庫（住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、公営企業金融公庫）、2政府銀行（日本政策投資銀行、国際協力銀行）の8機関のことをいう。

これらの政府関係機関のうち、その業務上の現金を国庫に預託しているのは4公庫（住宅金

融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)である(表2参照)。これら4公庫の収入は国庫預託金となって国庫金の増加をもたらす、反面、その支出は国庫預託金の引出しによって行われ、国庫金の減少となる。したがって、国庫金は、国の現金の収入・支出のみによってではなく、これら機関の収入・支出によっても増減することになる。

ただし、国庫預託義務のある政府関係機関の業務上の現金がすべて国庫に預託され、国庫金残高を構成しているわけではない。表2からも明らかのように、4公庫については、業務上の現金に余裕がある場合には、国債の保有や財政融資資金への預託を行って余裕資金を運用する途が開かれている。したがって、これらの公庫は余資を有利に運用する目的から、その余資を主として国債の保有(運用)に向けている。これは国庫預託の場合は原則として無利子であるため、少しでも利子収入を受けることによって公庫の収支を改善しようとする考え方である。この結果、国庫への預託金額は必要最小限の額にとどまっている。

4. 公債発行収入金等の国庫金補填勘定の残高

国庫金の補填に伴う受払いを区分したものであり、その計算科目によって、国庫金補填の手段、信用供与の長期・短期の別等を明らかにしようとするものである。すなわち、国の資金調達には、その必要に応じ国債発行、長期借入金、政府短期証券の発行及び短期借入金の4方法があるが、「国庫金補填勘定」はこれらの資金調達や返済によって生ずる現金の収支を計上するための勘定であり、この増減も国庫金の増減をもたらすものである。

調達された資金は、「国庫金補填勘定」の各発行高の勘定に受け入れられて国庫金の増加を

もたらす、返済された場合は各発行高の勘定から引き落とされ、原則として各償還資金の勘定を経由して国庫外へ支払われて国庫金の減少をもたらすことになる。

III 国庫金の計理

ここでは、国庫金計理における「資金計理」と「国庫計理」の意義や「国庫金貸借対照表」等について説明する。

1. 資金計理と国庫計理

国庫金の計理を大別すると、①日本銀行にある政府預金の受払い(増減)を計理する「資金計理」と、②日本銀行本支店、一般代理店、歳入代理店で受払いされた国庫金を、官庁別・会計別等の区分に従い集計・整理する「国庫計理」の2つに分けられる。資金計理とは、国庫全体の資金面の動き(政府預金の増減)のみを捉えるもので、国庫計理とは、国庫内振替(政府預金の増減を伴わない国庫内部の国庫計算科目間の振替取引)を含めた個々の国庫金受払いのすべてを所定の区分に従って集計・整理するものである。両者が同時並行的に行われ、かつ各官庁が行う経理と照合されることにより、国の会計の厳格性と財政運営の円滑性が確保されるとともに、国庫の統一的・効率的運用を図ることが可能となっている。

2. 国庫金貸借対照表の性格と構成

日本銀行における毎日の国庫計理は、本店における国庫金総括帳並びに国庫金貸借対照表、国庫金受払報告表の作成によって完了する。ここでは、国庫金貸借対照表について説明したい。

国庫金貸借対照表(表3参照)は、国庫を企業主体としてみた場合の財政の現況を示すものであるが、その目的が国庫金の収支状態並びに

(表3) 国庫金貸借対照表(総計)

| 科 目 | 借 | | 貸 | | 残 高 |
|------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| | 歳 出 | 歳出外 | 歳 入 | 歳入外 | |
| 〔一般部 会計勘定〕 | 一 般 会 計 | | | | |
| | 交付税及び譲与税配付金 | | | | |
| | 電源開発促進対策 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 〔一般部 特別勘定〕 | 国税収納金整理資金 | | | | |
| | 歳出支払未済繰越金 | | | | |
| | 国税資金支払未済繰越金 | | | | |
| | 預託金 | | | | |
| | 保管金 | | | | |
| | 供託金 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 〔一般部 預託金勘定〕 | 住 宅 金 融 公 庫 | | | | |
| | 農 林 漁 業 金 融 公 庫 | | | | |
| | 中 小 企 業 金 融 公 庫 | | | | |
| | 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 | | | | |
| 計 | | | | | |
| 〔国庫金補填部 特別勘定〕 | 公 債 発 行 収 入 金 | | | | |
| | 借 入 金 | | | | |
| | 公 債 償 還 資 金 | | | | |
| | 借 入 金 償 還 資 金 | | | | |
| | 計 | | | | |
| | 政府短期証券発行高 政府短期証券償還資金 | | | | |
| 〔財政融資資金 会計勘定〕 | 財 政 融 資 資 金 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 〔財政融資資金 特別勘定〕 | 財 政 融 資 資 金 | | | | |
| 計 | | | | | |
| | 国 庫 勘 定 合 計 | | | | |
| 〔現在高勘定〕 | 当 座 預 金 | | | | |
| | 別 口 預 金 | | | | |
| | 指 定 預 金 | | | | |
| | 小 額 紙 幣 引 換 準 備 預 金 | | | | |
| 計 | | | | | |
| | 総 計 | | | | |

政府預金の構成内容を総括的に把握することにあるため、一般の企業貸借対照表とは著しく内容が異なっている。すなわち、国庫がその性格上、一般企業のように資本の運営による利潤の追求を目的とするものではないため、国庫金貸借対照表には資本勘定、損益勘定といった項目がなく、また各計算科目も残高のみならず年度初来の受払の累計をも計上して、予算の進捗状況や国庫金補填の状況等を知るのに便利になっている。このほか計算科目の設置が財務大臣の決定によらなければならないこと、毎日作成する必要があること、振替収支を含めた「総計」分のほか現金取引のみの「内現金」分をも作成することなども国庫金貸借対照表の特徴といえよう。

国庫金貸借対照表の内訳科目は国庫勘定、現在高勘定に大別され、国庫勘定はさらに一般部（会計勘定、特別勘定、公庫預託金勘定）、国庫金補填部（特別勘定）、財政融資資金（会計勘定、特別勘定）に区分され、年度初からの各会計等計算科目別の受払い（歳入・歳出あるいは歳入外・歳出外）の累計額並びに残高を記入することになっている。「II. 国庫金の範囲と構成」における国庫金の分類と対比すると、①一般会計及び特別会計の手許現金は「一般部会計勘定」、②各種政府資金等の残高は「一般部特別勘定」、③公庫の預託金は「一般部公庫預託金勘定」に対応し、④公債発行収入金等の国庫補填勘定の残高は「国庫金補填部特別勘定」に対応する。なお、特別会計に含まれる財政融資資金特別会計は「財政融資資金会計勘定」、各種政府資金に含まれる財政融資資金は「財政融資資金特別勘定」に特記されている。

各会計の歳入、歳出の欄には歳入金、歳出金を記入し、歳入外、歳出外の欄には各会計が歳入歳出予算に関係なく受払いする国庫金を計上する。例えば、各会計が余裕金を財政融資資金

に預託する場合あるいは決算上の剰余金を積立金として積み立てる場合の払出しは歳出外に、これを払い戻し受け入れる場合は歳入外に計上する。

各会計以外の勘定科目の受払いはすべて歳入外、歳出外の欄に掲記する。

国庫勘定は各会計等からの国の預り金（負債）を意味し、その貸方（歳入及び歳入外。国庫金の受入）は負債の増、借方（歳出及び歳出外。国庫金の払出）は負債の減となる。

これに対して現在高勘定は国庫勘定からの国の預り金を国が日本銀行に預金しているもの（資産）と解され、従って借方（国庫金の受入）は資産の増、貸方（国庫金の払出）は資産の減となる。

この結果、国庫勘定の残高（貸残）は現在高勘定の残高（借残）と一致し、また日本銀行の貸借対照表における「政府預金」残高とも一致することになる。

なお、現在高勘定残高（借残）と日本銀行勘定「政府預金」残高とは26億7,900万円程度乖離している。これは、昭和21年にGHQの勧告により、別口預金及び在外指定預金のうち戦時未処理勘定分を日銀勘定から簿外に振り替えたことによるものである。

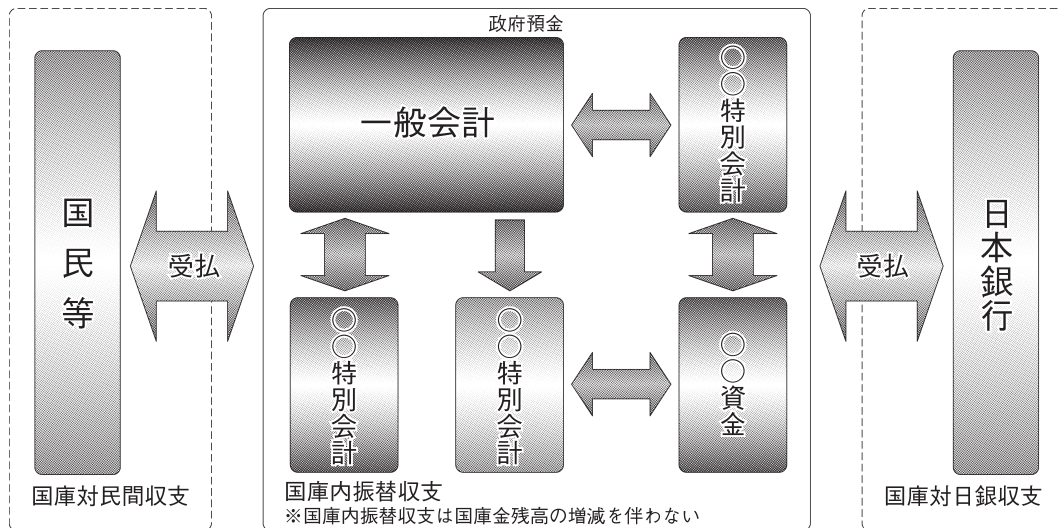
IV 国庫収支

ここでは、国庫に関する統計である国庫内振替収支、国庫対日銀収支、国庫対民間収支、財政資金対民間収支について説明する。

1. 国庫収支とは

国庫金の収支（国庫収支）は、その相手方により、国庫内振替収支、国庫対日銀収支及び国庫対民間収支に分けられ（図1参照）、このうち、国庫対民間収支と国庫対日銀収支によって

(図1) 国庫金の流れ



国庫金残高は変動する。なお、国庫対民間収支によって通貨量は変動するが、国庫対日銀収支や国庫内振替収支によっては通貨量は変動しない。

国庫内振替収支とは、一般会計から特別会計への繰入れや財政融資資金による公庫への貸付け等、国庫の内部での各会計や政府関係機関相互間の受払いである。国庫対日銀収支とは国庫と日銀との受払いであり、日銀からの納付金や法人税、日銀への政府短期証券の発行・償還、国債整理基金や財政融資資金と日銀との国債売買等による収支である。国庫対民間収支とは国庫と民間との受払いであり、ここでいう民間には、日本郵政公社、独立行政法人、公団、事業団及び地方公共団体も含まれる。

財務省国庫課では、財政法第46条により、四半期ごとに「国庫の状況報告書」を作成し、国会へ報告を行っている。その内容は、四半期ごとの国庫対民間収支及び国庫対日銀収支の実績額から、政府預金残高の増減を示すことにより、財政の状況を報告するものである。

国庫対民間収支に、国庫金の受払いが金融市場に及ぼす影響を加味すべく所要の調整を行っ

たものが財政資金対民間収支（「対民間収支」とよばれる）であり、財務省国庫課では、原則として毎月第一営業日に、前月実績と当月見込みを新聞発表したうえホームページに掲載している。

| | | |
|---------|---------|-----------|
| 国庫収支 | 国庫内振替収支 | 財政資金対民間収支 |
| | 国庫対日銀収支 | |
| 国庫対民間収支 | | |
| 調整項目(注) | | |

(注) 調整項目

- ① 国庫金計理の仕組み上、実際の民間との資金受払と国庫収支の計上の時期に2～4日のズレが生じる場合があり、このズレ分を調整する。
- ② 国庫預託義務を有していない一部の公庫（国民生活金融公庫、公営企業金融公庫）、日本政策投資銀行及び国際協力銀行の収支は国庫対民間収支には含まれないが、これらの機関の資金は実質的には国庫金と同様であると考えられることから、財政資金対民間収支に含めている。

2. 財政資金対民間収支の利点

(表4) 平成16年度資金需給実績

(単位：億円)

① 財政の執行状況を示していること

国の財政活動を示すものとして予算が取り上げられることが多いが、予算はその年度における収入・支出の予定額を示すものであり、実際にいつどれくらいの金額が国庫に収納され、また支出されるのかは、予算では把握できない。また、国の財政活動には、予算を通じるもの(歳入金、歳出金)もあれば、財政融資資金や外国為替資金のように予算を通じないもの(歳入歳出外現金)もある。このため、予算では財政の動きを総合的にみることができない。

財政資金対民間収支は、実際に国と民間との間で生じた現金の受払いを表すことから、財政の執行状況を示しており、また、歳入金、歳出金だけでなく歳入歳出外現金も網羅していることから、財政の動きを総合的にみることが可能となる。

② 金融市場への影響を把握できること

国の財政活動により生ずる民間との受払いは、金融市場へ多大な影響を与えている。具体的には、財政が受取超過となって通貨量が減少すれば、金融を引締め金融市場の資金不足要因となり、経済活動に対し抑制的に作用することとなる。逆に、財政が支払超過となって通貨量が増加すれば、金融を緩和し金融市場の資金余剰要因となり、経済活動に刺激的に作用することとなる。

対民収支は、その総計の収支尻をみることにより、財政が金融市場にどのように影響を与えているかを把握することができる。すなわち、対民収支の総計が受取超過であれば、財政は金融市場の資金不足要因となっており、逆に支払超過であれば、財政は金融市場の資金余剰要因となっていることになる。

| 区 分 | 16年度 (A) | 15年度 (B) | 前年度比 (A)-(B) |
|-----------|-------------|-------------|-----------------|
| 日 銀 券 | △ 32,685 | △ 3,459 | △ 29,226 |
| 財 政 資 金 | △653,175 | △358,505 | △294,670 |
| そ の 他 | 2,909 | 1,022 | 1,887 |
| 資 金 過 不 足 | △682,951 | △360,942 | △322,009 |
| 日 銀 信 用 | 676,913 | 415,246 | 261,667 |
| 国 債 買 入 | 145,778 | 147,770 | △ 1,992 |
| 短 国 買 入 | 431,679 | 384,352 | 47,327 |
| 短 国 売 却 | △ 9,014 | - | △ 9,014 |
| 国 債 買 現 先 | 4,617 | △ 60,147 | 64,764 |
| 国 債 売 現 先 | △ 5,316 | - | △ 5,316 |
| 手形買入(本店) | 30,487 | 79 | 30,408 |
| 手形買入(全店) | 73,420 | △ 19,148 | 92,568 |
| C P 買 現 先 | △ 2,181 | △ 11,885 | 9,704 |
| 手 形 売 出 | 7,776 | △ 25,708 | 33,484 |
| 資産担保証券買入 | △ 373 | 1,204 | △ 1,577 |
| 貸 出 | 40 | △ 1,271 | 1,311 |
| 当 座 預 金 | △ 6,038 | 54,304 | △ 60,342 |

(注) △印は、日銀券……発行超、財政資金・その他……受超、資金過不足……不足、日銀信用……減少、当座預金……取崩し

ここで、対民収支の新聞発表の際、参考として掲載している「資金需給実績」(表4参照)についても説明したい。

「資金需給実績」とは、銀行券の発行・還収や国庫金の受払い等に伴う銀行間金融市場における資金の過不足の状態と、これを調節する日銀信用等の増減により日銀当座預金残高が変動する状況を日銀諸勘定残高の増減から計数的に明らかにしたものである。表の「資金過不足」の欄をはさみ、上段部分は金融市場の資金の増減要因を示しており、それらの要因を加減し、最終的な資金過不足の額を「資金過不足」の欄に計上している。下段部では、その資金過不足に対し、日銀がどのような金融調節を行ったかを示している。

なお、月初日には日銀券還流により資金余剰、2日目には法人税等の租税の収納により資金不足、24～25日には民間の給与支払による日銀券発行超により資金不足といった動きになるのが一般的である。

3. 財政資金対民間収支利用上の注意

一般会計や特別会計等の予算や財政投融资計画は、それぞれ毎年度の収支が均衡するように計上されている。このため、対民収支も年度を通じてみれば収支は均衡するよう思われるが、実際には様々な要因により受取超過になったり支払超過になったりしている。このことは、単純に対民収支と予算等を比較できないことを示している。

その主な要因としては、年度区分のズレなど制度・構造上の相違によるものや、景気・為替動向など財政以外の要因によるものがある。

前者の例としては、対民収支も予算の会計年度も毎年4月初めから翌年3月末までであることは同じであるが、予算では、会計年度経過後一定期間を「出納整理期間」として前年度の収入・支出を整理することが認められている。しかし、対民収支は、会計年度にかかわらず前年度分のズレ込みとして本年度に計上されるという相違がある。

後者の例としては、景気動向によって税収の多寡が生じるし、また外国為替相場の動向によって為替介入が行われ外国為替資金収支が変動する、などがあげられる。

V 政府預金

国庫金は基本的に日本銀行に預けられており、これを「政府預金」という。ここでは、政府預金を当座預金、別口預金、指定預金に分類して説明する。

政府預金は、国庫金の統一的・効率的運用を図る見地から日本銀行本店のみに設置されており、①当座預金、②別口預金、③指定預金（指定預金には外貨指定預金、国内指定預金、在外指定預金がある）、④小額紙幣引換準備預金の4種類があり、国内指定預金を除き原則として無利子である。

政府預金の計理には、原則として、どの会計、どの資金に属するかといった所属区分はなく、すべての国庫金は一団となって政府預金に計上されているが、このうち、国庫資金繰りに大きく関係するのは、当座預金と国内指定預金である。

外貨指定預金、在外指定預金及び小額紙幣引換準備預金は小額であり、また現在殆ど動きがないので、ここでの説明は省略したい。

1. 当座預金

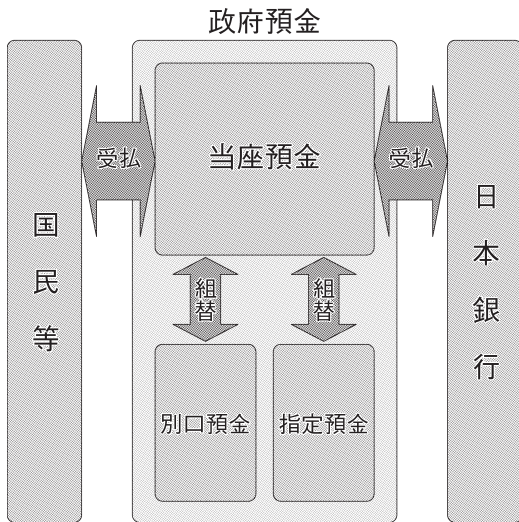
当座預金は政府預金の中心をなすもので、国庫金の受払いのうち国庫内振替を除くすべての現金による受払いはまず当座預金勘定に計上される（図2参照）。もっとも、代用納付証券（取立未済の小切手等）により受け入れた国庫金等直ちに支払資金に充当できないものについては、資金化されるまでの期間は別口預金に組替整理される。また、別口預金勘定及び指定預金勘定に属する現金の受払い並びにこれらの勘定相互間の組替えもすべて当座預金勘定を経由しなければならない。

なお、当座預金は、国の支払準備資金に当たるものであり、国庫金の支払いに支障がないように、常に一定額以上の残高を保持するものとされている。

2. 別口預金

別口預金勘定は、国庫金として払い込まれた外国貨幣や代用納付証券の受払いのほか、日本

(図2) 政府預金



銀行が受払いした貨幣を当座預金から組み替え、別計理するための勘定である。

すなわち、租税、歳入金、公庫預託金等の納付については証券（代用納付証券）納付が認められているが、この場合証券によって受け入れられた国庫金は一旦当座預金に受け入れられた後、直ちに当座預金から別口預金に組替整理し、手形交換決済日（受入日の翌営業日）に取立済みとなった時点で再び別口預金から当座預金へ組み戻す扱いとしている（図3参照）。代用納付証券による受入金は、実質資金化されてはじめて支払資金に充当できる仕組みとなっている。歳入金として払い込まれた外貨表示の証券（外国貨幣払為替券）を計理する場合も同様である。

貨幣（硬貨）については政府が発行するが、市中との受払いはすべて日本銀行を通じて行われる。このため日本銀行が政府から貨幣を引き取ると一旦当座預金の増加として計上されるものの、直ちに別口預金に組み替えられ、日本銀行が市中に支払った段階で再び別口預金から当座預金に組み戻される。したがって、別口預金の貨幣

残高は日本銀行の貨幣保有残高と等しくなる。

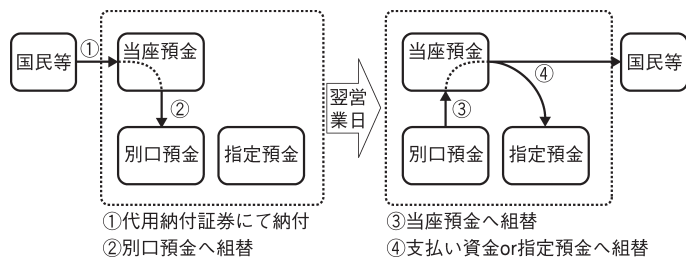
これらの特殊な通貨等から成る別口預金を当座預金と区別する目的は、これらの特殊な通貨等は日本銀行券のように無制限に流通するものではないから、これを当座預金に組み入れるとすれば、実質上日本銀行の政府に対する信用供与となるので、交換、取立て、売却等により当座預金に組み入れることができる状態となるまでの間別途整理することとしたと考えられる。

なお、別口預金は、日本銀行券とは異なり、日本銀行が営業資金として自由に転用できない特殊な通貨等によって構成されており、日本銀行はこれらの通貨等を金種別に保管しなければならないので、当座預金が消費寄託であるのに対して、別口預金は特定物保管であると考えられる。

(参考) 貨幣の発行・回収に係る政府預金における計理（図4参照）

1. 政府が貨幣を発行し、日本銀行に引き渡した場合に発行収入が発生し、これに見合って当座預金も増加するが、直ちに別口預金に組み替えられるので当座預金には増減はない。
2. 日本銀行の窓口から貨幣が市中へ流出すると別口預金から当座預金へ組み戻されるので、当座預金が増加することとなる。なお、貨幣が日本銀行に還流すれば別口預金に振り替えられるので、当座預金は減少す

(図3) 別口預金の資金の流れ



る。

3. 貨幣が損傷等により流通に不適当となった貨幣となると、日本銀行から政府に返納されるが、この場合には別口預金から当座預金に組み戻され、さらに当座預金から払い出されて発行収入が消える。

要するに、別口預金の一部を構成する貨幣の額は、日本銀行が保有する貨幣の額と一致するよう計理されている。

3. 指定預金

指定預金とは、財務大臣がその運用方法・条件または利子等の特定の条件を指定した預金であり、制度上、国内指定預金、在外指定預金、外貨指定預金の3種類がある。

指定預金については、日本銀行は、日本銀行国庫金取扱規程第10条の規定に基づき、財務大臣の定める利子を附すこととされており、平成11年4月1日から利子を附した国内指定預金が設置されている。

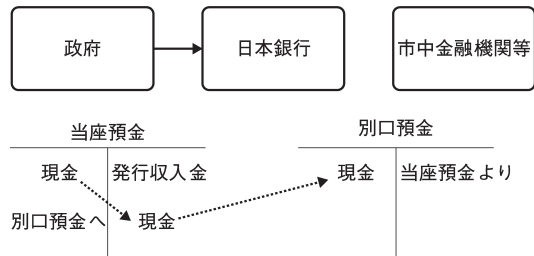
(参考) 日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）

第10条 指定預金勘定に属する現金には、財務大臣の指定する条件中に定める利子を附さなければならない。

国内指定預金とは、従来の内地指定預金を改正した預金であり、財務大臣の定める手続きにより、国庫の運営上発生した余裕金について、政府預金内において当座預金から組替整理したものである。この改正の背景としては、政府短期証券（FB）を定率公募残額日銀引受方式により発行していたときには、実質的にはFBのほぼ全額を日本銀行が保有していたため、余裕金が発生した場合には政府は随時日本銀行保有FBの繰上償還を行い調整することができたも

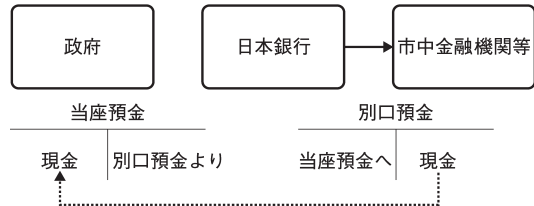
(図4) 貨幣の発行・回収と政府預金計理の流れ

1. 貨幣の発行（政府から日銀へ引き渡し）

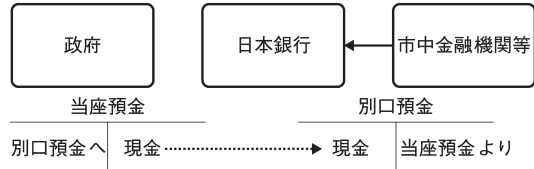


2. 日銀・市中間の貨幣の流れ

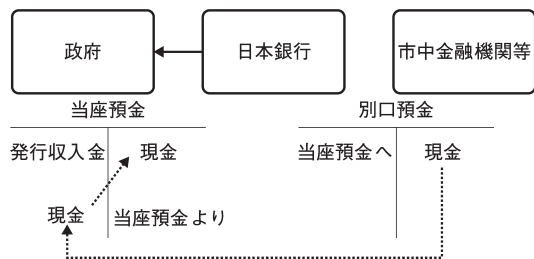
①日銀から市中へ貨幣の流出



②市中から日銀へ貨幣の還流



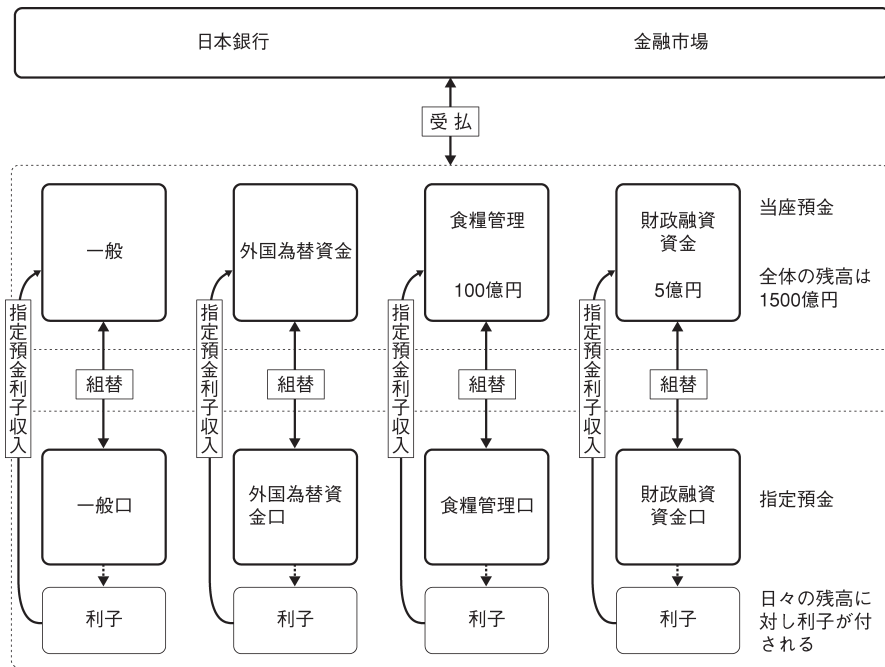
3. 流通に不適当となった貨幣の政府への返納



の、平成11年4月のFBの公募入札発行に伴い、原則として繰上償還ができなくなったことがある。

国内指定預金には、一般口、外国為替資金口、食糧管理口及び財政融資資金口の各口座があり、利子が附されることとなっている（図5参照）。適用金利は、平成11年4月以降、各口座の日々の残高に対して、原則として直近のFBの公募入札における募入平均利回りを0.05%下回る金

(図5) 指定預金の組替整理



利とし、0.01%を下限としてきたが、FBの公募入札における募入平均利回りの低下に伴い、平成13年6月以降、募入平均利回りが0.01%以下となった場合には募入平均利回り（端数切捨て）を国内指定預金金利としている。

また、各口座に附される利子は、次の区分により各会計の歳入として計上される。

- ・一般口 財務省主管一般会計
- ・外国為替資金口 外国為替資金特別会計
- ・食糧管理口 食糧管理特別会計
- ・財政融資資金口 財政融資資金特別会計

VI 国庫の資金繰り

ここでは、国庫の資金繰りの意義及びその手順について説明する。

各年度予算の歳入と歳出は一致しているが、ボーナス支払期には所得税の受入れが多くなる等歳入の受入れの時期は様々であり、また、歳

出についても年金が支払われる日には支払いが多額となる等、各月各日の収支は均等ではない。このような受入れと支払いのタイミングの「ずれ」を調整し、予算の適切な執行を確保するのが国庫の資金繰りである。

なお、「VII. 政府短期証券」、「VIII. 国庫余剰金の繰替使用」、「IX. 特別会計の積立金等の繰替使用」は国庫の資金繰りに関する具体的な手法についての説明である。

1. 国庫の資金繰りの意義

政府当座預金は、政府預金受払手続第7条に基づき、通常の支払準備資金としての必要額である1,500億円^(注)の残高を目途に、国内指定預金（一般口）との組替整理を行いつつ、財務省証券分としてのFBの発行・償還（「VII. 政府短期証券」参照）などの仕組みを通じて操作されている。より具体的には、この政府当座預金の操作を「国庫全体の資金繰り」という。

(参考) 政府預金受払手続 (大正11年3月15日
官房秘乙第573号)

第7条 大蔵大臣ハ政府ノ為ニスル支払ノ準備ニ必要ナル金額トシテ保有スヘキ当該預金ノ最低金額ヲ定メ日本銀行本店ニ通知スルモノトス其ノ変更アリタルトキ亦同シ

2 当座預金ノ金額ガ前項ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ通知シタル金額ニ不足ヲ生ズルトキハ日本銀行ハ其ノ旨ヲ大蔵大臣ニ報告シ之ガ補填ノ請求ヲ為スヘシ

(注) 支払準備金としての政府当座預金(常置目安残高)の水準は、平成11年4月のFBの公募入札発行方式への移行に伴い、資金繰りの期間が2日から1週間に延びることも踏まえ、1,500億円に改訂した。それ以前は原則400億円で、出納整理期末(4月)、年末(12月)、年度末(3月)は支払いが嵩むため500億円であった。

現行の国庫制度の下では、国庫金の受払いはすべて日本銀行本店に設けられている政府預金に集中計理される仕組みとなっているため、政府預金残高は日々の国庫金の受払状況に応じて絶えず変動することとなる。

こうした変動に対して、無利子の当座預金に国庫金を必要以上に積んでおくことと財政に対してその分余計な資金調達コストがかかる一方、逆に当座預金残高が不足する場合には国庫金の円滑な支払いが阻害されることとなるため、国庫大臣(財務大臣)は日々の国庫金の受払いについて予め予想をたて、

(1) 当座預金残高の不足が見込まれる場合には、財務省証券分としてのFBの発行等を通じて資金を調達し、

(2) 必要以上の余剰が生ずる場合には、有利子の国内指定預金(一般口)への組替整理を行う、

ことによって、概ね当座預金残高を必要最小限の水準に維持するよう資金繰りを行っている。

2. 国庫資金繰りの手順

政府預金と国庫金の受払い(国庫収支)との関係をみると、政府預金の増減に影響するのは、国庫収支のうち国庫対民間収支及び国庫対日銀収支であり、国庫内振替収支は国庫内部の会計・勘定間の振替が行われるのみであるため政府預金残高には影響がない。

国庫の資金繰りを行う場合には、まず第1に、国庫収支のうち当座預金の増減に影響を及ぼす国庫対民間収支(別口預金収支を含む)及び国庫対日銀収支について日々の受払い及び受払差額(収支尻)の予想をたてる。

第2に、この国庫収支に含まれる食糧管理特別会計(食管会計)、外国為替資金(外為資金)、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(石油会計)については、受払状況にほぼ自動的に対応して食糧証券(糧券)、外国為替資金証券(為券)、石油証券(油券)分としてのFBの発行・償還による資金繰りの途が講じられることから、当座預金の増減に影響しないため、国庫収支からこれらの糧券、為券、油券分としてのFBの発行・償還予定額を加減する。

こうして求められた当座預金残高が必要最小限の水準(1,500億円)となるように、資金過不足に応じて国内指定預金(一般口)との間の組替整理を行い、不足資金相当額が国内指定預金(一般口)の残高で不足する場合には、財務省証券分としてのFBを発行するという3段階の手順を踏んでいる。

3. 各特別会計、公庫等の資金繰り

これまででは、国庫全体の資金繰りについて説明してきたが、各特別会計、公庫等の資金繰りについても説明しておきたい。

(1) 資金が不足する場合

当該特別会計の積立金の繰替使用（「IX. 特別会計の積立金等の繰替使用」参照）、一時借入、政府短期証券の発行（「VII. 政府短期証券」参照）により資金を調達する。なお、国庫余裕金の繰替使用（「VIII. 国庫余裕金の繰替使用」参照）を受けることができる場合には、これを利用することもできる。

(2) 資金に余裕がある場合

財政融資資金への預託、国債の保有等により運用する。

VII 政府短期証券

ここでは、政府短期証券である財務省証券、食糧証券、石油証券、外国為替資金証券、財政融資資金証券について各々説明する。

1. 政府短期証券の種類

政府短期証券とは、財政法または各特別会計法に基づき、一時的な国庫金全体、若しくはそれぞれの特別会計や資金の資金不足を補うために発行される短期の国債（資金繰り債）のことである（発行の根拠法は表5参照）。国庫金全体が資金不足の場合に発行される政府短期証券が財務省証券である。

(1) 財務省証券（平成12年度以前は「大蔵省証券」）

財務省証券は、国庫全体の収入・支出の短期的なズレ等により生ずる一時的な不足を補うために発行されるもので、その償還は当該

年度の歳入をもってなされる。財務省証券の発行・償還はすべて歳入歳出外扱いとなり、割引料のみが一般会計の歳出となる。

なお、発行限度額は、毎年度一般会計予算予算総則に明記されている。

(2) 食糧証券

食糧証券には、食糧管理特別会計における年度内の資金繰りのために発行するもの（歳入外扱い、第3条第2項債）と、予算上の財源として年度間の不足資金を調達するために発行するもの（歳入扱い、第3条第1項債）との2種類がある。2項債は、当該年度内に償還しなければならないが、1項債は1年以内に償還すればよい。1項債は通常1月から3月にかけて発行され当年度の歳入となり、償還は翌年度の歳出となる。

なお、食糧会計における食糧証券及び一時借入金の限度額は、特別会計予算予算総則に明記されている。

(3) 石油証券

石油証券は、平成15年度以降、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において発行されているものであり、年度内の資金繰りのために発行するもの（歳入外扱い、第13条第1項）と、予算上の財源として年度間の不足資金を調達するために発行するもの（歳入扱い、第12条第2項債）との2種類がある。第13条第1項債は、当該年度内に償還しなければならないが、第12条第2項債は1年以内に償還すればよい。第12条第2項債は通常1月から3月にかけて発行され本年度の歳入となり、償還は翌年度の歳出となる。

なお、石油会計における石油証券及び一時借入金の限度額は、特別会計予算予算総則に明記されている。

(表5) 政府短期証券の発行根拠法

| 名称 | 根拠法律及び条項 | 発行目的 |
|--------------------|---|---|
| 財務省証券 | 財政法第7条第1項 | 国庫金の出納上必要があるとき |
| 食糧証券 | 食糧管理特別会計法第3条第1項 第3条第2項 | 食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ財源ニ充ツル為必要アルトキ 食糧、農産物等及輸入飼料ノ買入代金ノ支払上一時現金ニ不足アルトキ |
| 石油証券 | 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第12条第2項 第13条第1項 | 国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるため必要があるとき 支払上現金に不足があるとき |
| (以下、融通証券) 国有林野事業証券 | 国有林野事業特別会計法第6条第1項 | 運転資金に充てるため必要があるとき |
| 貿易再保険事業証券 | 貿易再保険特別会計法第12条第2項 | 支払上現金に不足があるとき |
| 外国為替資金証券 | 外国為替資金特別会計法第4条第1項 第18条第1項 | 外国為替資金に属する現金に不足があるとき 支払上現金に不足があるとき |
| 財政融資資金証券 | 財政融資資金法第9条第1項 | 財政融資資金に属する現金に不足があるとき |

(注) 平成11年4月のFBの公募入札発行方式への移行に伴い、これらは政府短期証券として統合して発行されることとなった。

(4) 融通証券

融通証券には前記の表に掲げた証券があるが、そのうち、実際に発行されたのは外国為替資金証券及び財政融資資金証券のみである。

① 外国為替資金証券

現在発行されている外国為替資金証券は、外国為替資金特別会計法第4条に基づき外為資金の円資金調達のために発行されるもので、1年以内に償還しなければならない。外為資金の収支は歳入歳出外扱いであるので、当然、外国為替資金証券の発行・償還も歳入歳出外扱いとなる。

なお、外為資金における外国為替資金証券及び一時借入金の限度額は、特別会計予算算総則に明記されている。

また、外国為替資金特別会計法第18条において、外国為替資金特別会計（外為会計）の歳出の支払上現金に不足があるときにも融通証券の発行ができるという規定があるが、現在は同法第4条に基づき外為資金補足のために発行し、外為会計の支払現金の不足は、同法第18条に基づく外為資金からの繰替使用により対応している。

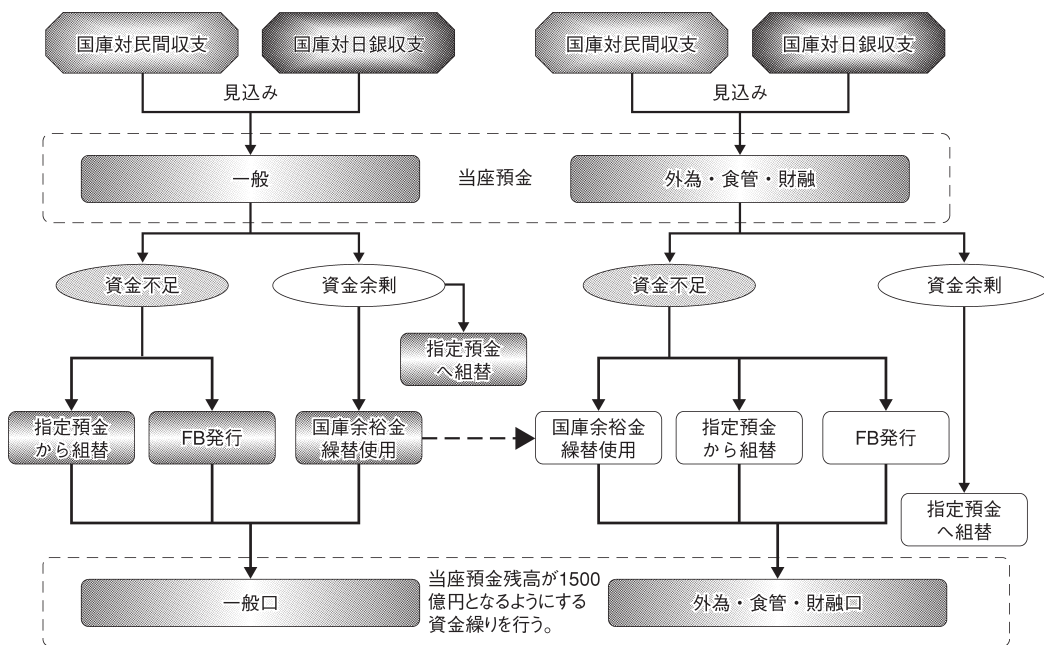
② 財政融資資金証券

平成13年4月のいわゆる財政投融资改革に伴い、財政融資資金法第9条に基づき「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」に発行されることとなったFBであり、実際に平成13年5月から9月にかけて発行されたことがある。

VIII 国庫余裕金の繰替使用

国庫全体として余裕金が生じていても、国庫を形成する個々の会計等では資金が不足している場合がある。このような場合、資金が不足している会計等に対し、FBの発行や一時借入金による有利子の資金調達に代えて、無利子の国庫余裕金を繰替使用させることができる。この結果、当該会計等の利子負担は減り、国庫全体

(図6) 国庫の資金繰り



の資金繰りは効率的に行われることとなる（図6参照）。

1. 国庫余裕金とは

国庫余裕金の法律上の定義はないが、強いて言えば政府預金の残高が支払準備資金（通常1,500億円）を超える額といえる。

平成11年度から国内指定預金が創設され、政府当座預金が1,500億円を超えた額については国内指定預金（一般口）に組替整理されていることから、国内指定預金（一般口）の残高が国庫余裕金の残高であるということもできる。

2. 国庫余裕金の繰替使用の仕組み

国庫余裕金を繰替使用できるのは、特別会計（平成16年度末時点では31特別会計のうち28特別会計）、財政融資資金、外国為替資金及び特別調達資金で、いずれも各特別会計法又は特別調達資金設置令で規定されているほか、「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」（昭和24年法

律第63号）により一括規定されている(注)。

(注) 国庫余裕金の繰替使用ができないのは、国債整理基金、港湾整備、治水の各特別会計及び上記以外の資金である。

国庫余裕金の繰替使用の計理については、繰替使用する場合には国庫余裕金繰替勘定から融通を受ける特別会計等へ振替え、償還する場合には逆に国庫余裕金繰替勘定に振替えており、使用・償還とも国庫内振替である。したがって、繰替使用によって直接政府預金が増減するわけではないが、繰替使用を受けた特別会計等がその資金を国庫外への支払いにあてれば、それだけ政府預金が増減することとなるので、政府預金に余裕がなければ繰替使用はできない。

繰替使用の性格は、年度内の収入・支出のズレを調整する一時的なつなぎ資金であるので、年度内には全額償還しなければならない。繰替使用の償還に関しては、特別会計法で、「当該年度内に償還…」としたものと、「当該年度の

歳入をもって償還…」としたものとの2通りの定め方がなされているが、表現の相違であって立法の精神上区別がないとの解釈をとり、出納整理期間中の収入をもって同期間に償還すればよいこととしている。

また、繰替使用の限度額（一時借入金、融通証券を含む）は特別会計予算総則または各特別会計法に明記されている(注)。

- (注) 1. 国営土地改良事業特別会計及び道路整備特別会計については、各特別会計法において借入金を限度として繰替使用できることとなっている。
2. 特別調達資金については、特別調達資金設置令第3条の2において90億円の限度を設けている。
3. 地震再保険、厚生保険等11特別会計については、限度額の定めがない。

IX 特別会計の積立金等の繰替使用

各特別会計において支払上現金に不足があるときは、各特別会計法により、各省各庁の長は財務大臣の承認を経て積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用することができることとなっている(注)。

(注) 多くの保険事業特別会計等においては、歳計剰余金から翌年度繰越額を控除した残額を積立金として積み立てることとしている。この積立金は財政融資資金に預託されて運用されることになる。なお、この現金剰余の積立金は、歳入歳出外として計理され、その法的性格は特別の「資金」の一種であると解されている。

また、「資金」を保有している特別会計では「資金」の繰替使用が、勘定区分のある特別会計では勘定間の繰替使用ができる特別会計もある。

財務省では、各省各庁の長から、特別会計の積立金等の繰替使用の承認申請があった場合には、資金繰りの詳細な説明を受け、その内容を調査し適正と認めたとき、承認の通知をする(図7参照)。

特に保険会計にあっては、年度当初には保険料収入がほとんどないのに対し、保険給付の支出を必要とすることから、積立金等の繰替使用の承認申請が多い(注)。

(注) 年度当初に前年度の支払元受高が多額にあっても、当年度の支出に充てることはできない。前年度の資金は、剰余金として当年度の歳入に繰入れてはじめて当年度の歳出として支払いに充当することができる。

X 国庫制度の沿革

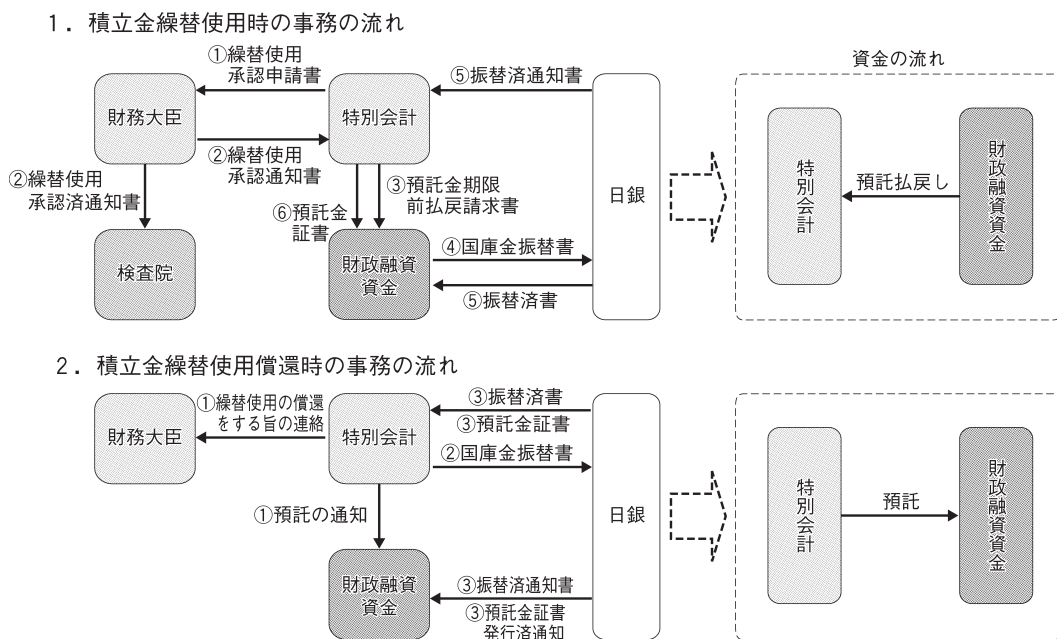
最後に、現在の我が国の国庫制度の二大原則である「国庫統一の原則」と「預金制度」の理解をさらに深めるためにも、国庫制度の沿革について説明しておきたい。

国庫制度の成立・発展には近代国家における政治的統一が前提といってよいであろう。我が国においても、政治的統一がなって近代国家としての体裁を整えるに至った明治時代に国庫制度が創立された。我が国の国庫制度は、主としてフランスの制度にその範をとったといわれている。国庫制度には、金庫制度と預金制度とがあり、金庫制度には、国有金庫制度と委託金庫制度とがあり、明治以来の我が国の国庫制度を沿革的に見ると、国有金庫制度から委託金庫制度を経て、現行の預金制度へと発展の段階を辿った。

1. 国有金庫制度時代（明治初年から明治23年3月まで）

「国有金庫制度」とは、国が政府部内に国庫

(図7) 積立金繰替使用の事務及び資金の流れ



金の出納機関を設け、政府自らその事務を行い、また、補助機関を管理する体制をいう。

明治維新以後明治23年に至るまでの国庫金出納の組織は、極めて複雑でまたその関係が錯綜していた。明治初期においては、政府は近代的な中央集権制度確立のため先進国にならいつつ諸制度の整備に努めたわけであるが、この頃は近代国家確立の揺籃期であったことから、国庫制度についても再三にわたり機関の改廃等が繰り返され、暗中模索の状態であった。

すなわち、明治初年、中央財政機関として一旦金穀出納所を設けその中に会計事務課を置いたが、同年、金穀出納所及び会計事務課を廃し太政官の下に会計事務局を設け、さらに官制改定に伴い会計事務局を廃し会計事務官を置き、その下に出納司を設け、国庫金出納の事務を行わせた。次いで明治2年7月に官制改革により会計事務官を廃し大蔵省を新設し、その下に出納司を所属させて中央出納機関とし、以後、出

納寮（明治4年）、出納局（明治10年）、金庫局（明治19年）において大蔵省が国庫金出納事務を直接または間接に管掌した。

他方、本制度下では、補助的に国庫金の取扱い（実際の現金の取扱い）を民間に委託することが行われたが、これらの補助機関は、為替方（明治初年→為替御用掛（明治5年））、税金預所（明治11年→大蔵省為替方（明治12年））、国庫金の収納金を取り扱う国庫金取扱所（明治16年）、国庫の支出金を取り扱う金銭取扱方・現金取扱方（明治16年→現金支払所（明治18年））と呼ばれ、これらは、明治20年には国庫金出納所に代わった。

これらの機関の委託先については、明治5年までは民間の為替業者、その後は第一国立銀行など市中の金融機関であったが、明治15年10月に中央銀行たる日本銀行が設立されたのを機会に、危険防止や統一的管理を図る見地から、明治16年以降は専ら日本銀行のみを委託先機関と

した。既に委託済みの市中金融機関については、任期期間の満了を待って逐次日本銀行に移行させることとした。

2. 委託金庫制度時代（明治23年4月（明治会計法施行時）から大正11年3月まで）

「委託金庫制度」とは、国庫金の出納保管機関として国家機関である金庫を設置し、その事務を全面的に中央銀行その他に委託することという。

明治23年いわゆる明治会計法の施行とともに、政府は大蔵省金庫局を廃止し政府自らが国庫金の出納保管を行うことをやめ、国庫金を出納保管するところとして日本銀行に金庫を置き、国庫金の出納保管の事務を全面的に日本銀行に委託することとなった。日本銀行は国の機関として国庫金の出納保管を行うべきこととされた。金庫の組織は、日本銀行総裁を金庫出納役として、日本銀行本店に中央金庫、日本銀行支店に本金庫、また日本銀行代理店に支金庫を置き、国庫金の出納保管その他の事務の取扱いをさせた。この制度の下では、日本銀行は国の一機関として国庫金の出納保管事務を行うにとどまることから、金庫に属する国庫金は日本銀行の営業資金とは厳密に区分保管され、その残高は個々の金庫ごとに特定した国の寄託金として保管されているに過ぎなかった。したがって、国有金庫制度の場合と同様、金庫の保管現金は一般金融市場との直接的関連を完全に遮断されることになり、財政が大幅な揚超（受取超過）であるときなどは、膨大な国庫金が金庫内に積まれることになった。

3. 預金制度時代（大正11年4月（大正会計法施行時）から現在）

「預金制度」とは、国庫金の出納保管のために特に国の機関を設けず、中央銀行等に国庫金

の取扱いを委託し、その取扱いに係る現金について私法上の預金関係を設定する制度をいう。

大正11年いわゆる大正会計法が施行されたことにより、政府は日本銀行に従来の金庫に代えて国庫金出納の事務を取り扱わせること及びこれにより受け入れた国庫金は日本銀行に対する政府の預金とすることが定められた。その結果、国庫金の出納は、日本銀行においては政府預金の受払いとなった。

預金制度により日本銀行を利用して国庫金出納の事務を取り扱わせる点については、金庫制度と変わりはないが、その法律関係は異なっている。すなわち、金庫制度の下では国家の意思を決定しこれを執行する国家機関として日本銀行を利用するのに対し、預金制度における日本銀行の立場は、一法人としての日本銀行が政府の預金に属する現金の出納収支を取り扱われるのである。

なお、このような預金制度が採用されたのは、第一次世界大戦の勃発を契機にして民間の資金需要が旺盛となったが、金庫制度では国庫金は日本銀行の営業資金と厳格に区分して保管され金庫の保管現金は金融市場との流通が遮断されていたことと、金本位制度のため、財政の揚超は市中の通貨供給可能性をそれだけ削減する結果となり、民間の資金需要に応えられなかったからである。

4. 預金制度の特色

預金制度は金庫制度に比べてはるかに進歩した制度であるが、預金制度の特色を金庫制度に対比すると次のとおりである。

- ① 金庫制度においては、国庫金は銀行の一般営業資金とは完全に分離して保管され、金融市場との流通が絶たれるが、預金制度においては、国庫金は日本銀行に対する政府の預金となることから、国家資金と銀行営



- 業資金とは一体となり、国庫金の受けは日本銀行の通貨還収となるので、金融市場との流通も可能となる。また、歳出の支払い、租税等の徴収は金融機関の日銀当座勘定を増減させるので、日銀当座勘定による取引である金融市場に影響を与えることになる。
- ② 金庫制度においては、政府は全国各地に散在する金庫に常に相当額の支払資金を置く必要があるため、資金効率はなほだ損なわれた。しかし、預金制度においては、政府資金はすべて日本銀行本店に集中して、そこに預金を置けば足りるから、支払資金の節約と効率化を図ることができる。また、代理店引受銀行も、自らの資金効率を高めることができる。
- ③ 金庫制度においては、国庫金の払出しには一般に流通性がない支払命令書によったが、預金制度においては、国庫金の払出しには政府小切手を使用される。この政府小切手は、当然小切手法の適用を受け、支払いが確実であり、またその支払期間は一年の長期であり、完全な有価証券として、民間小切手とともに流通し、金融機関を利用して交換決済されることも多く、信用取引の発展を促すことになる。
- ④ 預金制度においては、国庫金は国の所有権から離れて、国が日本銀行に対して預金債権を持つに過ぎない。また、国庫金は、銀行の営業資金とともに一団として運営され、その間に区別がないため、国庫金取扱銀行の基礎が危うくなり、取付け等が生じた場合は、国庫金もまた損失を受けるおそれがある。しかし、金庫制度においては、こういう心配はない。したがって、預金制度の採用は、銀行制度が発達し、国内銀行網が充実すると同時に、その基礎が強固で信用が確実であることによって初めてなし得る

のである。

5. 現金計理と振替計理の分離

国庫金の受払いには、国以外のものとの現金による受払いのほか、各会計、勘定相互または会計、勘定内部の受払い、例えば、予算実行上一般会計から特別会計に資金を繰り入れる場合、支出官から資金前渡官吏へ資金を交付する場合、国家公務員に給与を支払う際控除した所得税を納める場合などのように、現金の授受を伴わないで単に日本銀行内部で国庫金を振り替える国庫内の受払いがある。これについては、現行会計法の施行前においては、当時、一般の債権者に対する支払いと同様に小切手により行われていたため、国以外のものとの受払いと国庫内の受払いとは区分することができなかった。これは、当時の国庫制度が、決算及び会計検査の一端を担うという点を主眼としていたことによるものと考えられる。しかし、この両者は、同じく国庫金の受払いであっても、その国民経済との関連性は全く異なり、これを混同して計理すると国の財政の実態があいまいとなり、国家財政が国民経済に与える影響を明確に把握できない。そのため、現行会計法においては、両者を分離して国庫金の計理組織を現金収支の系統と現金を伴わない振替計理の系統とに二元的に構成し、前者のみを小切手によることとし、後者については、国庫金振替書により整理することとした。こうして現行の国庫制度は、決算及び会計検査の必要に基づく諸機能のみならず、国家財政と国民経済ないし金融との関連の把握に寄与する機能をあわせ持つこととなったのである。